

賃金規程

就業規則に基づく賃金に関する定め（労働基準法第 89 条第 2 号ほか）

本規程は、就業規則（簡易版・標準版・詳細版いずれも「賃金については『賃金規程』（別規定）を定め、その定めに従う」と規定）を受けて、賃金に関する事項を定めるものです。本規程は就業規則の一部として、就業規則本体とあわせて労働基準監督署へ届け出てください（労基法 89 条 2 号・90 条）。

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

本規程は、就業規則の定めに基づき、労働者の賃金に関する事項を定める（労働基準法第 89 条第 2 号）。

第 2 条（適用範囲）

本規程は、就業規則の適用を受ける労働者に適用する。

第 2 章 賃金の構成

第 3 条（賃金の構成）

賃金は、基本給及び諸手当（通勤手当・役職手当・資格手当・時間外手当等）をもって構成する。手当の種類・支給要件は【 】に定める。

第 3 章 賃金の決定

第 4 条（賃金の決定）

基本給は、労働者の職務内容、技能、経験、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する（労働基準法第 89 条第 2 号）。

第 4 章 賃金の計算

第 5 条（欠勤等の扱い）

欠勤、遅刻、早退その他労働しなかった時間に対しては、その時間に相当する賃金を支給しない（ノーワーク・ノーペイの原則）。

第 6 条（割増賃金）

1. 時間外労働、休日労働又は深夜労働（午後 10 時から午前 5 時まで）をさせた場合は、労働基準法第 37 条及び同条の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令に基づき、次の割増率以上で計算した割増賃金を支給する。

区分	割増率	根拠
時間外労働（1 か月 60 時間以下の部分）	25%以上	労基法 37 条 1 項・同条の割増賃金率の最低限度を定める政令
時間外労働（1 か月 60 時間を超える部分）	50%以上	労基法 37 条 1 項ただし書き
休日労働（法定休日）	35%以上	労基法 37 条 1 項・同政令

深夜労働（午後 10 時～午前 5 時）	25%以上	労基法 37 条 5 項
----------------------	-------	--------------

2. 家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は、割増賃金の基礎となる賃金に算入しない（労働基準法第 37 条第 6 項）。

第 5 章 賃金の締切り及び支払

第 7 条（賃金の支払）

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払う。ただし、労働者の同意を得た場合は、本人が指定する銀行口座等へ振り込むことにより支払うことができる（労働基準法第 24 条第 1 項）。

第 8 条（賃金の締切日及び支払日）

賃金は、毎月【 】日をもって締め切り、翌月【 】日（支払日が休日にあたるときはその前日）に支払う（労働基準法第 24 条第 2 項）。

第 6 章 昇給

第 9 条（昇給）

昇給は、原則として年 1 回、会社の業績及び労働者の勤務成績等を考慮して行う（労働基準法第 89 条第 2 号）。ただし、会社の業績等により昇給を行わないことがある。

第 7 章 臨時の賃金等（定めをする場合）

第 10 条（賞与）

会社は、賞与を支給する場合においては、次のとおりとする（労働基準法第 89 条第 4 号）。

- 支給対象者：【 】
- 支給時期：【 】月・【 】月（年【 】回）
- 支給額：会社の業績及び労働者の勤務成績等を考慮してその都度決定する

第 8 章 退職手当（定めをする場合）

第 11 条（退職手当）

会社は、退職手当を支給する場合においては、次のとおりとする（労働基準法第 89 条第 3 号の 2）。

- 適用される労働者の範囲：【 】
- 決定、計算及び支払の方法：別に定める退職金規程による
- 支払の時期：退職の日から【 】か月以内

附則

本規程は、 年 月 日から施行する。

※ 参照法令: 労働基準法第 24 条・第 37 条・第 89 条第 2 号・第 3 号の 2・第 4 号（e-Gov 法令 API 322AC0000000049 で実取得・2026-09-22 確認）。割増賃金率は「労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令」（平成 6 年政令第 5 号）に基づく。

※ 本テンプレートは一般的な情報提供を目的としており、法的アドバイスを構成するものではありません。実際の運用は社会保険労務士・弁護士にご確認ください。